

フィリピン共和国バタンガス州イリハン LNG 受入基地事業に関する
異議申立に係る調査結果等報告書

2024 年 6 月 24 日
株式会社 国際協力銀行
環境ガイドライン担当審査役
奥真美／佐瀬裕史

本報告書は、環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン（以下「環境ガイドライン」という。）に基づく異議申立手続要綱（以下「要綱」という。）V.5 第1項に基づき、国際協力銀行（以下「JBIC」という。）の出資先であるシンガポール共和国法人の AGP International Holdings Pte. Ltd.（以下「AGPIH」という。）がそのグループ会社を通じて関与しているフィリピン共和国バタンガス州イリハン LNG 受入基地プロジェクト（以下「本件プロジェクト」という。）に係る JBIC の環境社会配慮確認が、環境ガイドラインに沿って行われたかどうかについての調査結果及び当事者間の対話の進捗状況について報告するものである。

本件プロジェクトについて異議申立がなされた時点において、本件プロジェクトは既に操業開始に至っていた。そのため、当審査役は、JBIC による環境ガイドライン不遵守の事実として申立人から指摘されたもののうち、本件プロジェクトに対する JBIC によるモニタリングが環境ガイドラインに従ってなされているかを調査対象とした（詳細は、後述の 3.2.2 参照）。

1. 異議申立がなされた本件プロジェクトの概要

2023 年 12 月 4 日になされた異議申立に係る本件プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

(1) 国名：フィリピン共和国

(2) 所在都市名：バタンガス州バタンガス市イリハン地区 (Barangay Ilijan)

(3) プロジェクト名称：イリハン LNG 受入基地プロジェクト

(4) 事業実施主体：フィリピン共和国法人 Linseed Field Corporation

（以下「Linseed」という。）（注）

（注）設立時は、Linseed Field Power Corporation の名称であったが、2020 年度に社名を上記に変更。

(5) 概要

本件プロジェクトは、Linseed が LNG 受入基地を建設・所有・操業する事業である。本件プロジェクトにおける LNG 貯蔵設備として、陸上の LNG 貯蔵タンクに加えて、海上の浮体式 LNG 貯蔵設備 (FSU) が設けられている。本件プロジェクトは、2021 年 4 月から土地整備が、同年 12 月から建設工事が行われ、2023 年 6 月に操業を開始した。

本件プロジェクトは、ヴェルデ島水路に面し、また、バタンガス湾の近くに位置している。

本件プロジェクトは、公道を挟んだ両側に位置する陸上部分とそれに接する海上部分から構成されるとともに、LNG 気化のために用いられる海水の取水口・排水口が海岸に設けられている。陸上部分には、LNG タンク、再ガス化施設、事務所棟

等が設置されている。海上部分は、本件プロジェクトの陸上部分と接する海域から両隣の火力発電所と接する海域に及び、浮体式 LNG 貯蔵設備、接岸ドルフィン、配管橋が設置され、LNG 船の来航時にはそれが係留される。

本件プロジェクトの陸上部分の土地は、土地所有者であるフィリピン共和国法人 Ilijan Primeline Holdings Inc.（以下「Primeline」という。）から Linseed が賃借している。AGPIH 及びそのグループ会社（以下、AGPIH 及びそのグループ会社をまとめて「AGP」という。）は、Primeline との間には資本関係がなく、Primeline の業務に関与していない。

JBIC は、本件プロジェクトそれ自体に対する投融資を直接には行っていない。他方、Linseed の出資者の中には、JBIC の出資先である AGPIH のグループ会社が含まれている。AGPIH は、シンガポール共和国法人であるものの、本社機能はフィリピンに所在し、グループ会社を通じて、建設エンジニアリング事業及びフィリピン内外における LNG 中下流事業を行っている。AGP は、本件プロジェクトに参画するために、2022 年 4 月に Linseed への出資を行い、現在もその出資を維持している。

2. 受理した異議申立における申立人の主張の概要

2.1 本件プロジェクトと JBIC の関わり

JBIC は AGPIH に出資をしているところ、JBIC は、この出資は南アジアやその他の地域における AGPIH の LNG 中下流ビジネスのために用いられる、と説明している。そして、Linseed は AGPIH の完全子会社である。そのため、JBIC は、本件プロジェクトに間接的に資金を拠出していることになる。

2.2 申立人の主張する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害

大きくは、①漁業をはじめとする現地住民の生計手段（特に漁業）への影響、②水産資源の減少に伴う現地住民の食料源への影響、③森林伐採や不適切な土地利用転換による台風に対する自然防壁の喪失、④船舶からの汚染水や海洋交通増加に伴う燃料漏出リスク拡大による生計手段（特に漁業）への影響や健康被害の蓋然性、の 4 点である。

2.3 指摘されている環境ガイドライン不遵守

以下の 3 点である。

2.3.1 JBIC が、環境ガイドライン所定のスクリーニングにおいて、本件プロジェクトのカテゴリ分類を適切に行わなかったこと（以下「申立事由 A」という。）。

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 1. 当行の環境社会配慮確認にかかる基本方針 第 1 段落及び第 4 段落
- ・第 1 部 3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方 (2) 当行による環境社会配慮確認 第 4 段落
- ・第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き (2) カテゴリ分類
- ・第 2 部 3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧 1. 影響を及ぼしやすいセクター
- ・第 2 部 3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧 3. 影響を受けやすい地域

(2) 不遵守の事実

JBIC は、AGPIH への出資は株式取得であることを理由として、環境社会配慮確認手続におけるスクリーニングに際して、AGPIH への出資をカテゴリ C に分類した。このカテゴリ C は、環境への望ましくない影響が最小限とされるプロジェクトが分類されるものであって、スクリーニング後の環境レビューが省略される。

しかし、AGPIH への出資やそれにより生じるプロジェクトのすべてをカテゴリ C に分類することは誤っている。環境ガイドラインでは、石油・天然ガス開発、石油・ガス・化学物質ターミナル、火力発電は、「影響を及ぼしやすいセクター」のプロジェクトとして、カテゴリ A に分類されるところ、JBIC の出資先である AGPIH は、LNG 輸入ガス化事業を主たる事業としており、JBIC も AGPIH への出資の目的を AGPIH の中下流の LNG 事業拡大のための資本増強としている。また、本件プロジェクト所在場所は、海岸に接し、バタンガス市ゾーニング条例においては農林業地域 (Agro-forestry Zone) に区分されており、フィリピン政府によっても農地と区分されているエリアで、植物、鳥類及び哺乳類の豊かな生息地であるから、環境ガイドラインにおいてはカテゴリ A に分類される「影響を受けやすい地域」であると考えられるべきである。

2.3.2 JBIC が、本件プロジェクトに関する環境関連法令違反について適切なモニタリングを怠ったこと。

(1) 不遵守の条項

- ・第 1 部 1. 当行の環境社会配慮確認にかかる基本方針 第 5 段落
- ・第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き (4) モニタリング 第 4 段落及び第 5 段落
- ・第 2 部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (4) 法令、基準、

計画等との整合 第1段落

- ・第2部 1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (6) 生態系及び生物相 第3段落

(2) 不遵守の事実

環境ガイドラインでは、プロジェクトは環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない、JBICは環境社会配慮が確実に実施されるようモニタリングや働きかけを行うとされている。しかし、本件プロジェクトに関する法令違反として次の事項がある。

①環境天然資源省(Department of Environment and Natural Resources)の樹木伐採許可なくなされた樹木伐採(以下、これに係る適切なモニタリング懈怠を「申立事由B」という。)

本件プロジェクトの環境影響評価書(Environment Impact Statement)には、本件プロジェクト所在場所には低木のほかに、ココヤシ、モモタマナ、ダンバイヒルガオを含む海岸林を構成する種が生えていた旨が記載されている。樹木を伐採するにあたっては、法令上、環境天然資源省から樹木伐採許可を得る必要がある。しかし、Linseedは、その許可を得ることなく樹木を伐採した。この法令違反について、本異議申立手続における申立人の代理人である、Center For Energy, Ecology, & Development Inc. (以下「CEED」という。)は、環境天然資源省に対して苦情を申し出た。

②フィリピン・ココナッツ庁(Philippine Coconut Authority)のココヤシ伐採許可なくなされたココヤシ伐採(以下、これに係る適切なモニタリング懈怠を「申立事由C」という。)

ココヤシを伐採するにあたっては、法令上、フィリピン・ココナッツ庁からココヤシ伐採許可を得る必要がある。しかし、Linseedは、その許可を得ることなくココヤシを伐採した。この法令違反について、CEEDがフィリピン・ココナッツ庁に苦情を申し出たところ、同庁は、CEEDに対して、ココヤシの違法な伐採の状況証拠があり、Linseedとその責任者に対して何らかの訴えを提起する旨アドバイスした。

③農地改革省(Department of Agrarian Reform)の土地利用転換許可(Land Conversion Order)なくなされた本件プロジェクト所在場所の土地利用転換及び農地改革省による工事停止命令(Cease and Desist Order)に反する建設工事の続行(以下、これらに係る適切なモニタリング懈怠を「申立事由D」という。)

本件プロジェクト所在場所は農地(注)に区分されており、そこでの本件プ

プロジェクトの実施には、法令上、農地改革省から土地利用転換許可を受ける必要がある。しかし、それを得ることなく、Linseed と Primeline は、土地利用の転換を行い、本件プロジェクトの建設を行った。

CEED がこの事実について農地改革省に申立てを行ったところ、同省は、土地利用転換許可を得ることなく土地利用転換が行われていることを確認し、Primeline に対して本件プロジェクトの建設工事の工事停止命令を発出した。しかし、それにもかかわらず、本件プロジェクトの建設工事は続行され、さらには、この工事停止命令に対する Primeline からの再考の申立て(Motion for Reconsideration)を退けて工事停止命令を維持する農地改革省の決定(Resolution)が出された後においても、本件プロジェクトの建設工事が続行された。

(注)異議申立書では、農地ではなく、農林業地域と記載されている。しかし、農地改革省による土地利用転換許可に関する文脈から、フィリピン政府による区分である農地を意味するものと理解した。

④環境天然資源省により付与された環境適合証明書(Environmental Compliance Certificate)の許可要件違反(以下、これに係る適切なモニタリング懈怠を「申立事由 E」という。)

本件プロジェクトについての上記の法令違反は、環境天然資源省が本件プロジェクトについて付与した環境適合証明書に記載の許可要件に違反するもので、同省の環境適合証明書に関する取扱準則改訂版(the Revised Procedural Manual)では重大な違反として位置づけられる。そこで、本件プロジェクトにより影響を受ける住民等は、環境天然資源省に対して、環境適合証明書の許可要件違反について、申立てを行った。

CEED が、これらの事項を JBIC に対して指摘したところ、JBIC の回答は、CEED からのメッセージを AGP に伝えるときにも適切な環境社会配慮を行うように AGP に連絡をする、また、農地改革省から出された工事停止命令については、AGP、Linseed に出されたものではなく、本件プロジェクト所在場所の土地所有者である Primeline に対して出されたものであるため、土地所有者の対応を注視し、必要であれば AGP、Linseed に適切な措置を講じるように促す等というものに留まっている。そのため、JBIC は、AGP、Linseed によるフィリピンの環境法令違反のモニタリングを怠るとともに、環境法令違反行為に対して適切な措置を講じていない。

2.3.3 JBIC が、本件プロジェクトが水質に及ぼす影響の重大性を適切に評価・低減する措置を怠ったこと(以下「申立事由 F」という。)

不遵守の事実：本件プロジェクトの建設前において、2019年には本件プロジェクトに隣接する火力発電所の環境影響評価として、また、2020年には本件プロジェクトの環境影響評価として、本件プロジェクト周辺海域の水質調査が実施された。それらの結果は、概ね、環境天然資源省令(DA0)が定める水質基準を満たすものであった。

しかし、CEEDが2022年に実施した水質調査では、リン酸塩、クロム、鉛、硫酸塩の濃度が環境天然資源省令の水質基準を超えていた。また、CEEDが2023年に実施した水質調査では、油脂、アンモニア、硫酸塩について、水質基準を満たしていないことが確認された。本件プロジェクトの建設以降、周辺海域の水質は悪化しており、水質への影響を低減するための取り組みは失敗している。

これまで、JBICは、水質悪化の指摘に対して、AGP、Linseedが適切な環境社会配慮を確実に実施するよう再確認すると言うのみで、JBICがどのように確認を行ったのか、AGP、Linseedがどのような配慮を講じたかについては明確にしていない。

3. 予備調査の結果

3.1 予備調査の結果の概要

要綱 V.2 に定める予備調査の結果は、別紙 1 のとおりである。当審査役は、予備調査の結果、本異議申立手続を開始する旨の判断を行った。ただし、手続開始にあたっては、申立人のうち、団体は、住民ではないことから、申立人の要件を満たさず、手続対象から除外した。また、本異議申立は、貸出終了後になされたものと判断されるため、環境ガイドラインのモニタリング規定不遵守のみを指摘できるところ（3.2.2 参照）、申立事由 A は、モニタリング規定の内容には該当しないため、本調査の対象から除外した。残りの申立事由 B～F については、環境ガイドラインのモニタリング規定（環境ガイドライン第 1 部 4. 環境社会配慮確認手続き（4）モニタリング）の不遵守を指摘するものとして、本調査を行うこととした。

3.2 予備調査において特に検討を行った事項―出資案件の特殊性

手続開始の判断に当たって、JBIC は本件プロジェクトに直接に投融資をしておらず、JBIC 出資先である AGPIH のグループ会社が本件プロジェクトに部分的に出資しているに過ぎないことから、手続開始要件のうち、①対象プロジェクト：本件プロジェクトが JBIC の投融資案件に該当するか（要綱 IV.1）、②期間：本異議申立が「貸出終了」までに行われたか（要綱 IV.3）、の 2 点については、本件プロジェクトの特殊性を踏まえた検討を以下のとおり行った。

3.2.1 対象プロジェクト：JBICの投融資案件に該当するか

要綱は、手続開始要件として、異議申立の対象プロジェクトがJBICの投融資案件であることを要求している。プロジェクトが特定されていることを前提としてJBICが当該プロジェクトに対して直接ファイナンス等を行っている場合には、それがJBICの投融資案件に該当することは明らかである。しかし、JBICが出資した段階において、出資先が実施するプロジェクトが特定されておらず、その後に、出資先が実施したプロジェクトについて異議申立がなされた場合、JBICからの出資金が当該プロジェクトに充当されているか否かによって、JBICの投融資案件該当性を判断することが適切である。

JBICによるAGPIHへの出資（以下「本件出資」という。）のための契約は2019年7月20日に締結され、これに基づく出資金の払込みが終わった後に、AGPによるLinseedへの出資が行われている。そして、JBICによるAGPIHへの出資額・出資のスキーム、JBICからAGPIHへの出資金の払込みとAGPからLinseedへの出資の時間的間隔といった時系列的整理を踏まえても、AGPIHへの出資金が本件プロジェクトに使用されていると判断できるエビデンスもないと同時に、使われていないと考えるに足る根拠も予備調査の段階では確認できなかった。そこで、異議申立手続の基本原則の一つである「迅速性」を考慮し、本件プロジェクトがJBICの投融資案件であるとして手続を開始したうえで、手続開始後に本件プロジェクトがJBICの投融資案件に該当するか否かについて改めて判断することとした。

手続開始から現在に至るまで、JBICからAGPIHへの出資金が本件プロジェクトに使用されていないことを示す新たな資料は提出されていないことから、本件プロジェクトをJBICの投融資案件として取り扱う。

3.2.2 期間：異議申立が「貸出終了」までに行われたか

要綱は、投融資契約調印後から貸出終了までの期間になされた異議申立では全ての環境ガイドライン不遵守の指摘ができるとする一方で、貸出終了後になされた異議申立においては環境ガイドライン上のモニタリング規定の不遵守の指摘のみができるとしている。この定めは、特定のプロジェクトを対象としたファイナンスを念頭においたものであり、プロジェクトが特定されていない段階で出資が行われる案件においては、「貸出終了」をどの時点と捉えるかを判断する必要がある。

要綱は、「貸出終了」がプロジェクトの完工や操業開始と近接した時点であることを踏まえて、「貸出終了」を全ての環境ガイドライン不遵守の指摘ができる期間の終期としていえると考えられる。そこで、建設完了や操業開始を観念できるプロジェクトについては、「貸出終了」をプロジェクトの完工・操業開始と読み替えることとした。

本件プロジェクトは2023年6月に操業を開始している一方、本異議申立は2023

年 12 月 4 日になされた。そのため、本異議申立は「貸出終了」後になされたものと判断した。

4. 事実関係調査の結果

4.1 環境ガイドライン遵守・不遵守調査のための JBIC 投融資担当部署へのヒアリング

①ヒアリング実施日：2024 年 2 月 20 日

②ヒアリング内容：JBIC の AGPIH への出資の概況の確認、環境ガイドライン不遵守及び被害に関する申立人らの主張に対する JBIC の主張の整理、本件プロジェクトに対して JBIC が実施したモニタリングの内容の確認

なお、JBIC による出資先、NGO 等との面談及び現地実査の状況は、別紙 2 のとおりである。

4.2 環境ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査結果

4.2.1 入手し得た情報・資料等の限定性

当審査役は、本異議申立の調査にあたって、本件プロジェクトの事業実施主体である Linseed に対して、取り得る連絡手段を用いて、情報の提供、本件プロジェクト敷地内への立入り等の調査への協力を複数回にわたり繰返し求めた。しかし、Linseed からは一切の反応がなかったため、この意味において、本報告書の基礎となる情報は限定的なものである。

なお、Linseed が情報提供等の要請に応じなかった理由としては、JBIC が本件プロジェクトに対する投融資等を直接に行っているわけではなく、JBIC と Linseed との間には何らの契約関係も存在しないこと、JBIC の出資先である AGP は Linseed に対して影響力を行使できる立場にないこと（4.2.2 参照）等が考えられる。

4.2.2 本件プロジェクト及び Linseed への AGP の関与の程度

本件プロジェクトの事業実施主体は Linseed である。そして、申立人は、Linseed の全株式を AGP が保有していると主張する。

Linseed が証券取引委員会に提出した General Information Sheet (GIS)、AGP 及び JBIC からの説明によれば、2023 年 11 月までの本件プロジェクトと Linseed への AGP の関与については、次の事実が認められる。すなわち、AGP は、本件プロジェクトに参画する目的で、Linseed 設立後の 2022 年 4 月に Linseed への出資を行い、Linseed の発行済株式のうち AGP が保有している割合は、2022 年 12 月に Linseed について増資が行われるまでは 0.09%、増資後は 0.03%であった。また、AGP は、Linseed に役員を派遣していない。AGP は、本件プロジェクトについて、EPC 事業者として設計、調達、建設工事を行うとともに、操業開始後には若干の人

員を派遣して本件プロジェクトの運用及び保守に関する一定の役務と助言を Linseed に提供していた。

2023 年 11 月からの本件プロジェクトと Linseed への AGP の関与については、AGP の説明によれば、グループに属する会社の変動により、AGP は Linseed の発行済株式の 0.006%を保有するのみとなった。ただし、AGP は、Linseed の発行済株式の 0.026%を保有している会社と Linseed に本件プロジェクトの運用及び保守に関する役務と助言を提供している会社を子会社とする会社の株式を、少数株主として保有している。

これらの事実を踏まえると、AGP は、本件プロジェクトの建設には EPC 事業者として関与しているものの、本件プロジェクトのその他の事項への関与の程度は極めて小さく、Linseed の意思決定に影響を及ぼすことは期待できないといえる。

4.2.3 具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害

申立人によって主張されている具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は、大きくは 2.2 に記載した 4 点に分けられる。このうち、具体的被害として主張されている①漁業をはじめとする現地住民の生計手段（特に漁業）への影響については、水産資源の減少による漁業への影響、本件プロジェクト周辺海域に立入禁止区域が設定されたことによる漁業への影響、現地住民の生計手段へのその他の影響の 3 つの性質の異なるものが含まれるので、分けて検討する。そして、ここで掲げた水産資源の減少による漁業への影響は、②水産資源の減少に伴う現地住民の食料源への影響とも重なるので、まとめて検討する。

4.2.3.1 水産資源の減少による漁業への影響

4.2.3.1.1 申立人の主張

申立人は、本件プロジェクトが所在するイリハン地区にもその隣接地区にも居住していないものの、バタンガス市またはマビニ市に居住している。申立人の説明によれば、いずれの申立人も漁業を行い、主として、バタンガス湾、ヴェルデ島水路、マリカバン海峡のいずれかを操業場所としている。

申立人は、本件プロジェクトの建設開始（2021 年）から、魚の個体数が減少するとともに漁獲される魚が小さなものとなり、その結果、漁獲高が減少し、漁業に影響を受けたと主張する。そして、この漁獲高の減少の時期と本件プロジェクトの建設開始の時期が重なることから、漁獲高の減少が本件プロジェクトに起因するものであると考えている旨を述べている。

4.2.3.1.2 沿岸における漁業の規律の概要

申立人が漁業を行っていると言明する場所は、沿岸の海域である。フィリピン共和国における沿岸の海域における漁業の規律の概要は、次のとおりである。

漁業法(Philippine Fisheries Code of 1998,共和国法律 8550 号)によれば、沿岸から 15 キロの海域は自治体海域(Municipal waters)とされ(漁業法 4 条 58 号)、各自治体はそれぞれの沿岸の自治体海域についての管轄権を有し、条例を定め、法令を執行する(漁業法 16 条)。そして、フィリピン共和国民は、所定の登録手続を行ったうえで(漁業法 19 条)、3 トン以下の漁船を用いるか漁船を用いずに(漁業法 4 条 57 号)、自己が居住する自治体の海域において操業をすることができる(漁業法 18 条 1 項)。バタンガス市及びマビニ市の水産担当部門に照会したところ、両市では、居住者であるフィリピン共和国民は、居住地区にかかわらず、それぞれの市の自治体海域の全体において操業ができる。また、3.1 トン以上の船舶を用いて行われる漁業は商業漁業と定義され(漁業法 4 条 10 号)、自治体海域における商業漁業は、自治体の許可を得て沿岸 10.1 キロから 15 キロにおいて行われるものを除いて、違法である(漁業法 18 条)。

4.2.3.1.3 漁獲高の変化

申立人は 2021 年に本件プロジェクトの建設が開始されてからの漁獲高の減少を主張する他に、それを裏付ける資料として、マビニ市に居住する非申立人 1 名が 2016 年 12 月、2017 年 1 月、2021 年 8 月、2022 年 11 月に魚を売却した際の魚の受領証(各月 1 枚)を提出した(この非申立人は、当審査役が申立人からのヒアリングをフィリピン共和国において実施した際に、申立人と共にヒアリングに出席し、申立人の主張と同様に、漁獲高の減少を経験した旨を述べた。)。これは、内容が相当に限定的なものではあるものの、申立人の漁獲高に関する説明と矛盾しないものである。また、申立人の漁獲高の減少の主張に沿うものとして、本件の調査において、バタンガス湾に面する自治体の水産担当部門の担当者から、漁獲高の統計はないものの、ここ数年において(in recent years)漁獲高の減少が見られると認識しているとの回答があった。

一方で、①バタンガス湾に面する自治体の一つである Bauan 町(Municipality of Bauan)のバタンガス湾の自治体海域の水揚げ場の漁獲高の統計データ(農務省(Department of Agriculture)国立水産研究開発所(National Fisheries Research and Development Institute)が保有するもの)によれば、2020 年以降、漁獲高の合計は増加しており、また、②当審査役が現地調査において、沿道で魚を販売している漁民に話を聞いたところ、本件プロジェクトの建設開始以降に漁獲高が減少したことはない、あるいは、本件プロジェクトの建設開始以前から周辺では魚が捕れなくなっている、との認識を持つ者がいた。これらは、本件プロジェクトの建設開始からの漁獲高の減少という申立人の主張とは整合しない。また、バタンガス州全体の自治体海域の漁獲高の統計データ(フィリピン統計庁(Philippine Statistics Authority (PSA)の保有するもの)は、2012 年の 12,354 トンから 2020 年の 4,908 トンまで大幅に減少し、2021 年に前年よりも微減の 4,681 トンとなり、

その後、2022年に5,024トン、2023年に5,151トンと微増となっており、本件プロジェクトの建設開始以前から漁獲高が大幅な減少傾向にあったことを示している。

以上のことから、本件プロジェクトの建設開始以降に漁獲高が減少したとは認められない。

4.2.3.1.4 本件プロジェクトが漁獲高に影響を与える要因

申立人は、本件プロジェクトやその建設工事が漁獲高に影響を与える要因として、①海岸線への大量の土砂の堆積、②土砂流出、③排水による水質悪化、④騒音などを挙げている。しかし、いずれについても、漁獲高を減少させる抽象的な可能性を指摘するに留まっている。すなわち、①海岸線への大量の土砂の堆積に関して、申立人は、本件プロジェクト所在場所の海岸沿いの埋立てをも含むものとして説明し、土砂の堆積や埋立てにより珊瑚礁が損傷していると述べている。確かに、異議申立書の添付資料B（CEED及びCaritas Philippinesが2022年6月に作成した本件プロジェクト所在場所周辺の海洋生態系調査の結果）及び本件プロジェクトの環境影響評価書では、本件プロジェクト所在場所の海上部分の海底には、珊瑚被度が低く、不良ではあるものの、珊瑚礁が存在したとされている。しかし、本件プロジェクトの建設工事開始前後の海岸線を写真によって比較すると、本件プロジェクト所在場所の海岸の一部が若干埋め立てられたように見えるものの、そのことによって珊瑚礁が損傷されたとしても、その範囲は限定的であると推測される。また、②土砂流出については、具体的な指摘がなく、確認できていない。③排水については、本件プロジェクトの排水の大部分は、LNGをガス化させるために取り込んだ海水を熱交換後にそのまま排出するものに過ぎず、基本的に水質を悪化させるような汚濁物質を含むものではない。④騒音については、建設工事、操業開始後のLNG船の来航（現在のところ、LNG船は月1回の頻度で本件プロジェクトに来航）、排水の放出により騒音が生じているとは考えられるものの、それによる水産資源への影響やその程度は不明である。

4.2.3.1.5 本件プロジェクト以外の要因による漁獲高への影響

一般に、水温、潮流、本件プロジェクト以外からの排水、乱獲などの様々な要因が漁獲高に影響を与え得る。バタンガス湾および本件プロジェクト周辺には、種々の工場が存在しており、これらからの排水によって漁獲高に累積的な影響を与えている可能性があることも否定できない。また、4.2.3.1.3で挙げた、ここ数年において漁獲高の減少が見られるとの回答をした自治体担当者は、漁獲高の減少の原因として、商業漁業が禁止されている自治体海域において、それが違法に行われていることを指摘していた。

4.2.3.1.6 小括

以上から、本件プロジェクトの建設開始から漁獲高が減少したとは認められないこと、本件プロジェクトやその建設工事が漁獲高に影響を与えるとして指摘されている要因は漁獲高を減少させる抽象的な可能性を有するに過ぎないこと、本件プロジェクト以外の発生源に起因する漁獲高への影響の可能性も否定できないことを考慮すると、本件プロジェクトによって水産資源が減少し、漁獲高が低下するという具体的な被害が申立人に生じているとは認められない。

4.2.3.2 本件プロジェクト周辺における立入禁止区域の設定による漁業への影響

一部の申立人は、本件プロジェクトの海上の浮体式 LNG 貯蔵設備の周囲 150 メートルが立入禁止区域とされることによって、この海域での操業ができなくなっていると主張する。そして、この海域は豊かな漁場であるために、操業ができなくなることの打撃が著しいと説明する。また、立入禁止区域に近づくと、武装警備員が威嚇をして、当該区域への進入を阻止し、退去させていると述べる。

本件プロジェクトの環境影響評価書には、海上の浮体式 LNG 貯蔵設備の半径 500 メートルを立入禁止区域とすること、海上の設備等や立入禁止区域のために、前浜及び海の計 3.7 ヘクタールの賃貸借契約(Miscellaneous Lease Agreement)を環境天然資源省との間で締結することが記載されている。そのため、本件プロジェクト周辺海域に立入禁止区域が設定され、海上の浮体式 LNG 貯蔵設備から少なくとも 150 メートルの区域では、立入が禁止され、申立人がそこで操業することはできなくなっているものと推定される。

そして、立入禁止区域の設定に伴う補償や支援が沿岸地域の集団や漁業者個人に対して行われたか否か、行われていた場合の詳細については明らかではないものの、補償や支援が、少なくともイリハン地区の住民に対しては実施された可能性が高いと考えられる一方、バタンガス市の沿岸全域を対象として行われたわけではないと推測される。そうすると、申立人の居住する地域の住民や申立人個人を対象とする補償や支援は行われていないものと思われる。

しかし、本件プロジェクト周辺の立入禁止区域の設定によって、申立人が操業できなくなるのは、申立人の主張によると本件プロジェクトの海上の浮体式 LNG 貯蔵設備の周囲 150 メートルの海域においてであり、これはバタンガス市の自治体海域のごく一部に留まる。申立人は立入禁止区域が豊かな漁場であるために打撃が大きいと述べるものの、立入禁止区域での操業ができなくなったことによる漁獲高への影響とその程度は不明であるし、また、異議申立書の添付資料 B (CEED 及び Caritas Philippines が 2022 年 6 月に作成した本件プロジェクト所在場所周辺の海洋生態系調査の結果) 及び本件プロジェクトの環境影響評価書によれば、本件プロジェクトの建設開始前の時点において、本件プロジェクトの海上部分や

その付近には魚が豊富といえる程には存在しなかったことが示されている。以上のことから、本件プロジェクト周辺海域への立入禁止区域の設定によって申立人が操業することができる海域の一部が制限されているものの、それによって具体的な被害を受けているとまでは言えない。

なお、一名の申立人は、本件プロジェクトの海上の浮体式 LNG 貯蔵設備に高波が当たることによって、その周辺での操船が困難となり、自己の漁船に損傷が生じたと主張している。これは、立入禁止区域内において生じたものと推測される。

4.2.3.3 現地住民の生計手段へのその他の影響

申立人は、本件プロジェクトによって、漁業以外にも、魚類販売、運送、ココヤシ・コプラ採取、薪採取・販売、観光ガイドといった生計手段が喪失され、あるいは、脅かされていると主張する。しかし、これらの影響はいずれも、4.2.3.1 及び 4.2.3.2 で認められないとした漁業への影響に関するものか、もしくはそれに起因するものであり、または、抽象的な指摘に留まるものである。よって、この点について、申立人に具体的な被害が生じているとは認められない。

4.2.3.4 森林伐採や不適切な土地利用転換による台風に対する自然防壁の喪失

申立人は、波及び台風に対する防壁の機能を果たしていた本件プロジェクト所在場所周辺の珊瑚礁が、本件プロジェクトに伴う海岸線への土砂の流出・堆積および埋立てによって損なわれたと主張する。しかし、4.2.3.1.4 に記載したとおり、本件プロジェクトに伴う珊瑚礁の損傷はあっても僅かであると推測され、また、土砂の流出・堆積については確認できない。よって、この点について、申立人に具体的な被害が生じているとは認められない。

4.2.3.5 船舶からの汚染水や海洋交通増加に伴う燃料漏出リスク拡大による生計手段（特に漁業）への影響や健康被害の蓋然性

申立人は、将来発生する相当程度の蓋然性がある被害として、本件プロジェクトに LNG 船が往来することにより、その船舶による水質悪化、船舶の事故による油流出の危険性の増大及び船舶の航行にともなう騒音が生じ、これらによって漁業等が損なわれること、そして、船舶の事故による油流出の危険性の増大と船舶からの排煙とによって健康が損なわれることを主張する。さらに、タンカー船と漁民の船とが衝突し、漁民が死亡する事故が過去に起きており、こうした船舶の衝突事故のリスクが高まることを述べている。これらの主張を支える資料として、申立人は、ヴェルデ島水路における LNG 船の交通量が大幅に増大していくとの将来予測を示している。

本調査は、本件プロジェクトの調査であって、ヴェルデ島水路における LNG 船全体を対象とするものではないが、本件プロジェクトへの LNG 船の来航は、現在

月 1 回であるものの、本件プロジェクトの環境影響評価書によれば月 2 回の来航が想定されており、現在よりも将来は LNG 船の来航頻度が高くなると推測できる。しかし、申立人が主張するような被害が将来において発生する可能性は否定できないものの、将来被害が発生する相当程度の蓋然性があるといえるだけの具体的な根拠を欠く。よって、将来発生する相当程度の蓋然性がある被害が認められるとは言えない。

この他、申立人は、バタンガス市に所在し、LNG ターミナルと火力発電所から構成される First Gen Clean Energy Complex が建設操業されて以降、汚れた温水の排出とその振動による漁業への影響の他に、肺などの呼吸器に疾患が生じる健康被害が発生していると述べ、同様の健康被害が本件プロジェクトによって生じる可能性があることを指摘する。しかし、指摘されている内容からすると、申立人は火力発電所に起因する事項を指摘しているものと思われる。よって、これらは、将来発生する相当程度の蓋然性がある被害として認められるものではない。

4.2.4 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実

4.2.4.1 本件において検討すべきモニタリング規定及び環境ガイドラインの遵守・不遵守の判断枠組

本件プロジェクトについては、環境ガイドラインのモニタリング規定（第 1 部 4.環境社会配慮確認手続き (4)モニタリング）の遵守・不遵守について検討することになる。本件出資はカテゴリ C に分類されたことから、事業実施主体者によるモニタリングのうち重要な環境影響評価項目についてモニタリング結果を一定期間にわたって確認することまでは求められないことになる（第 1 部 4.環境社会配慮確認手続き (4)モニタリング 第 1 段落）。他方、カテゴリ分類に関わらず、第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、JBIC には、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、事業実施主体者に対して適切な対応を促し（同第 3 段落）、さらに、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると判断した場合には、出融資契約に基づき、適切な対応を要求するなどの措置を講じること（同第 5 段落）が求められる。

ただし、JBIC がプロジェクトに投融資を直接に行っているわけではなく、JBIC の出資先がプロジェクトに参画しているに過ぎず、そして、プロジェクトが複数の出資者の参画により実施されている場合には、JBIC 及びその出資先は、環境ガイドラインを遵守する義務を負っていたとしても、それを実現するための手段はおのずと限定される。このような場合において JBIC が環境ガイドラインを遵守したか否かを判断するにあたっては、環境ガイドライン不遵守に当たるとして指摘されている事項の内容及び JBIC の出資先が事業実施主体者の意思決定に対して行使できる影響力の程度を踏まえ、環境ガイドラインの趣旨を実現するための相応の措置を JBIC が講じたか否かに着目することになる。

本件プロジェクトでは、AGP は、4.2.2 に記載のとおり、本件プロジェクトの EPC 事業者として本件プロジェクトの建設に関与しているものの、AGP による Linseed への出資比率は 0.09% に過ぎず、本件プロジェクトのその他の事項への関与の程度は小さいことから、AGP が Linseed の意思決定に影響力を行使することは期待できない状況にある。そのため、本件において、上述のモニタリングに係る規定の JBIC による遵守・不遵守を判断するに当たっては、JBIC が本件プロジェクトに関係する第三者等からの指摘事項を AGP に伝達し、AGP が独自に取り得る現実的な対応の有無を確認し、AGP が独自に取り得る現実的な対応があると考えられる場合にはその範囲内において、必要に応じて、「適切な対応を促す」とともに、「具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映」がなされることを確認したかを検討すべきである。また、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JBIC が判断した場合についても、同様の検討を行えば足る。

4.2.4.2 申立事由 B

(1) 申立人は、環境天然資源省による樹木伐採許可を得ないまま本件プロジェクト所在場所に生えていた樹木が伐採され、このことについて、JBIC が適切なモニタリングを怠り、適切な措置を講じていないと主張する。

(2) 樹木が伐採された具体的な時期は不明であるものの、当審査役が樹木の伐採許可をめぐる事実関係について環境天然資源省リパ地域環境天然資源事務所 (Community Environment and Natural Resources Office Lipa) から得た回答によれば、土地所有者である Primeline に対して、2021 年 9 月 14 日に、60 日間有効の私有地樹木伐採許可 (Private Land Timber Permit) が環境天然資源省 IV-A 地方局 (IV-A Regional Office) から出されていることが確認された。

異議申立書の添付資料 I の環境天然資源省に対する本件プロジェクトの環境適合証明書の許可要件違反の申立書において、CEED は、私有地樹木伐採許可は Primeline に宛てて出されているものの、Linseed が伐採許可を得ていないことが問題であると主張する。この CEED の指摘が妥当であるか否かは、フィリピン共和国の国内法の問題である。申立人によれば、環境適合証明書の許可要件違反の申立てについての環境天然資源省の判断は、まだ出されていない。しかし、環境天然資源省リパ地域環境天然資源事務所からの回答によれば、私有地樹木伐採許可は登録されている土地所有者に対して出されるものであるとされ、また、私有地樹木伐採許可の根拠法令である環境天然資源省令 2000 年 21 号 (DENR Administrative Order No. 2000-21) 3 条によれば、私有地の所有者のみが私有地樹木伐採許可の申請を行うことができると規定されていることから、土地所有者が樹木伐採許可の取得を行う制度となっていると理解できる。そのため、CEED の主張は採用できない。

(3) 当審査役は、樹木伐採許可を得ないままの樹木伐採に関する指摘について、JBIC が次の対応をしたことを確認した。すなわち、JBIC は、CEED 等の NGO から樹木の違法伐採の指摘を受けた後、この指摘内容を AGP に伝達した。そして、JBIC は、AGP から、AGP が本件プロジェクトに参画した段階で本件プロジェクト所在場所の樹木の伐採は完了しており、AGP は樹木伐採には関与しておらず、また、2022 年 4 月の環境天然資源省の検査官による立入検査時やその後においても何らの指摘も受けていない、との報告を受けた。

(4) 以上を踏まえると、樹木伐採許可を得ないままの樹木伐採の指摘に関しては、樹木の伐採が行われた時期は不明なものの、伐採許可が得られていることが確認できた。そして、JBIC は、指摘について AGP に伝達し、指摘に関する情報収集を行い、樹木伐採許可については問題がないこと、AGP が樹木伐採を行っていないために AGP が独自に取り得る現実的な対応がないことを確認したと認められる。

従って、申立事由 B については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.4.3 申立事由 C

(1) 申立人は、フィリピン・ココナッツ庁によるココヤシ伐採許可を得ないまま本件プロジェクト所在場所に生えていたココヤシが伐採され、このことについて、JBIC が適切なモニタリングを怠り、適切な措置を講じていないと主張する。

(2) ココヤシの伐採についての事実関係を当審査役が確認したところ、次の事実が認められる。本件プロジェクトの環境影響評価にはココヤシの存在が記載され、本件プロジェクト所在場所の陸上部分を通る公道からの 2019 年 3 月のグーグルストリートビューの画像ではココヤシが確認でき、さらに、申立人から提出された 2016 年 3 月のグーグルアース衛星画像ではココヤシと類似した形の樹木が確認できることから、本件プロジェクト所在場所には建設工事前にココヤシが存在していたことが認められる。そして、異議申立書の添付資料 D の 2022 年 10 月 4 日付けのフィリピン・ココナッツ庁からの CEED に対する書面は、同庁が本件プロジェクト所在場所のココヤシの伐採許可を出していないことを前提とする内容であり、同庁からはココヤシの伐採許可が出されていないことが推認できる。そのため、本件プロジェクトにおいては、フィリピン・ココナッツ庁の伐採許可を得ることなく、ココヤシが伐採されたと認められる。伐採の正確な時期は不明であるものの、2021 年 12 月の本件プロジェクトの建設工事開始以前であると思われ、そうであれば AGP が Linseed に出資するよりも前となる。

AGP は、環境天然資源省の担当官が 2021 年 1 月に本件プロジェクト所在場所に

存在した樹木の種類及び本数について調査した結果が記載された私有地樹木植生登録証明書(Certificate of Registration of Tree Plantation in Private Land)にココヤシの記載がないことを根拠に、本件プロジェクト所在場所にはもともとココヤシがなかったと主張する。しかし、環境天然資源省リパ地域環境天然資源事務所に照会したところ、ココヤシは環境天然資源省による樹木伐採許可の対象に含まれず、フィリピン・ココナッツ庁の管轄となるため、樹木の種類及び本数の調査対象にココヤシをあえて含めていない、との回答があった。そのため、環境天然資源省の担当官による樹木の植生調査の結果は本件プロジェクト所在場所にココヤシが存在しなかったことの根拠とはならず、AGP の主張は採用しない。

(3) 当審査役は、ココヤシ伐採許可を得ないままのココヤシ伐採に関する指摘について、JBIC が次の対応をしたことを確認した。すなわち、JBIC は、CEED 等の NGO からココヤシの違法伐採の指摘を受けた後、この指摘を AGP に伝達した。そして、JBIC は、AGP から、AGP が本件プロジェクトに参画した段階では、本件プロジェクト所在場所の樹木の伐採が完了しており、AGP は樹木伐採には関与しておらず、関係者からはココヤシは存在しなかったと聞いており、2022 年 4 月に環境天然資源省の検査官による立入検査時やその後においても何らの指摘も受けていない、との報告を受けた。

(4) 以上を踏まえると、ココヤシ伐採許可を得ないままのココヤシ伐採の指摘に関しては、無許可のココヤシ伐採が行われ、法令違反があったことが認められる。しかし、JBIC は、指摘について AGP に伝達し、指摘に関する情報収集を行い、AGP が樹木伐採を行っていないために AGP が独自に取り得る現実的な対応がないことを確認したと認められる。

従って、申立事由 C については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.4.4 申立事由 D

(1) 申立人は、農地改革省による土地利用転換許可を得ないまま、農地に区分されていた本件プロジェクト所在場所の土地利用転換がなされるとともに、農地改革省による工事停止命令に違反して本件プロジェクトの建設工事が続行され、これらについて、JBIC が適切なモニタリングを怠り、適切な措置を講じていないと主張する。

(2) 土地利用転換許可及び工事停止命令についての事実関係を当審査役が確認したところ、農地改革省 IV-A 地方局 (DARRO 4-A) からの回答、異議申立書、JBIC

および AGP からの説明等によれば、次の事実が認められる。

2022 年 5 月 22 日、CEED 他は、農地改革省に対して、Linseed と Primeline によって本件プロジェクト所在場所において土地利用転換許可を得ないままの違法な土地利用転換が行われているとして、苦情を申し立てた。

2022 年 5 月 26 日、Primeline は、農地改革省土地利用案件委員会(Land Use Cases Committee)に対して、本件プロジェクト所在場所について、農地から工業用地への土地利用転換許可の申請を行った。

2022 年 6 月 2 日、農地改革省の農地法支援局(Bureau of Agrarian Legal Assistance)、地方局 (Regional Office)、自治体事務所第 4 グループ(Municipal Office Cluster 4)は、本件プロジェクト所在場所の土地利用転換許可の申請に関して、現地調査を実施した。

2022 年 6 月 15 日、農地改革省のバタンガス州担当の違法土地利用転換タスクフォース(Provincial Task Force on Illegal or Premature Conversion of Batangas)は、現地調査を実施した。この調査に基づき、同タスクフォースは、① Linseed は、バタンガス市都市計画開発事務所(Batangas City Planning Development Office)において本件プロジェクト所在場所の区分が農地から工業用地へ変更され、包括的農地改革計画(the Comprehensive Agrarian Reform Program)の対象地域であることの通知が出されないことの証明書(Certification of Non-issuance of Notice of Coverage)が農地改革省から出されたことで、本件プロジェクト所在場所の開発を開始して構わないと考えていたと陳述していること、②環境天然資源省の地域環境天然資源事務所 (Community Environment and Natural Resources Office) に対して、樹木伐採許可の申請がなされていること、③本件プロジェクト所在場所の開発が現在進行中であること、④本件プロジェクト所在場所に農家及び居住者は確認できなかったことを認定した。

2022 年 6 月 21 日、同タスクフォースは、許可を得ない土地利用転換が行われているとしつつ、本件プロジェクトが優先度の高いエネルギー事業であるとの証明がバタンガス州知事から出されていることを考慮し、土地利用転換許可が出されるまでの間の工事停止命令のみを出すことを勧告した。これは、許可を得ない土地利用転換に対して、農地改革省は農漁業現代化法 (Agriculture and Fisheries Modernization Act, 共和国法令 8435 号) 第 11 条に基づいて為されているあるいは今後為される土地利用転換申請の自動的な不承認等の制裁を行政手続により課すことができるものの、それを選択しないことを意味する。翌日、農地改革省の州農地改革計画官 II(Provincial Agrarian Reform Program Officer II)は、この勧告に賛同した。

この勧告及び賛同に基づいて、2022 年 8 月 8 日、農地改革省 IV-A 地方局長は、本件プロジェクト所在場所において違法な土地利用転換が現在行われており、この開発を止める緊急の必要があるとして、Primeline に対して、土地利用転換許可

が出されるまでの間、本件プロジェクト所在場所における継続中の開発行為を直ちに停止することを命じる旨の工事停止命令を出した。この工事停止命令が出された後も、本件プロジェクトの建設工事は続けられた。

2022年10月24日、Primelineは、農地改革省 IV-A 地方局長に対して、2022年8月8日に出された工事停止命令についての再考の申立てを行った。

2022年12月22日、農地改革省 IV-A 地方局長は、工事停止命令に対する再考の申立てを退け、工事停止命令を支持する決定を出した。この決定が出された後も、本件プロジェクトの建設工事が続行された。

2023年2月23日、農地改革省土地利用案件委員会は、Primelineからの土地利用転換許可申請を承認し、本件プロジェクト所在場所についての土地利用転換許可を出した。この許可が確定したことの証明が、2023年6月16日に、農地改革省農地法支援局局長室 (Office of Director, Bureau of Agrarian Legal Assistance)から出された。

2023年7月31日、農地改革省 IV-A 地方局長は、2023年6月27日の Primeline からの工事停止命令解除の申立てに基づき、本件プロジェクト所在場所は確定した土地利用転換許可により農地でなくなっており、工事停止命令は意味がなくなっているとして、工事停止命令を解除した。

(3) 当審査役は、土地利用転換許可を得ないままの土地利用転換及び工事停止命令に関する指摘について、JBIC が次の対応をしたことを確認した。

まず、本件プロジェクト所在場所について土地利用転換許可を得ていないとの指摘を CEED から受けた際、JBIC は、この指摘を AGP に伝達し、AGP から、本件プロジェクトの土地利用のために必要な許認可は取得しており、農地改革局が 2022 年 6 月に検査をしたものの、その後に問題提起はなく、CEED の指摘には根拠がない旨の報告を受けた。

その後、JBIC は、本件プロジェクトの建設工事について農地改革省から工事停止命令が出されたとの指摘を CEED 等の NGO から受けて、この指摘を AGP に伝達した。そして、AGP から、AGP や Linseed は当局から工事停止命令について連絡を受けていないものの、当局からの照会があれば適切に対応する旨の報告を受けた。これに対して、JBIC は、適切な手続を取っている旨を AGP が農地改革省に説明すべきこと、本件プロジェクトの建設工事の中断を検討すべきことを指摘した。しかし、AGP は、工事停止命令の名宛人ではない中で、それらの対応をとることは契約上困難であると回答した。

その後においても、JBIC は、AGP から、Primeline が農地改革省に対して土地利用転換許可の申請と工事停止命令の再考の申立てを行っていたとの報告を受け、引き続きの情報提供を AGP に求めるとともに、JBIC が Linseed の主要株主及び Primeline と直接にコンタクトを取ることへの協力を求めたものの、それらの実

現には至らなかった。

(4) 以上を踏まえると、土地利用転換許可を得ないままの土地利用転換の指摘に関しては、本件プロジェクトにとって必要な土地利用転換許可を得ないまま土地利用転換が行われており、この点において法令違反があったことが認められる。しかし、2023年6月に土地利用転換許可が出されたことで、法令違反の状態は解消されたと考えられる。そして、JBICは、指摘についてAGPに伝達し、指摘に関する情報収集等を行い、AGPが独自に取り得る現実的な対応の有無を確認し、考え得る対応を求めたと認められる。そのため、この指摘に関して、JBICによる環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

(5) 工事停止命令の指摘に関しては、工事停止命令は土地所有者であるPrimelineに対して出されたため、フィリピン共和国の法令上、Linseed及びAGPは工事停止の法的義務を直接的に負う立場にないと考えることには相当程度の合理性がある。その一方で、プロジェクトについて環境社会配慮が適切になされるようにするという環境ガイドラインの趣旨を踏まえると、工事停止命令は本件プロジェクトについての命令である以上、その履行は、停止命令の名宛人に留まらず、本件プロジェクトに係るすべての主体によって確保されることが必要であると考えられる。本件プロジェクトの建設工事は工事停止命令の発出以降においても続行されており、その後、工事停止命令が解除されたとはいえ、そのことをもって当該命令が遡及的に効力を失うわけではないことから、工事停止命令について環境ガイドラインの趣旨に即した対応が関係する事業者によってなされたとはいえない。

しかし、JBICは、指摘についてAGPに伝達し、指摘に関する情報収集を行い、工事停止命令を受けたのはAGPではないものの、AGPに対して建設工事中断の検討を促すなどして、AGPが独自に取り得る現実的な対応の有無を確認したことが認められる。そのため、この指摘に関しては、JBICによる環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

(6) 従って、申立事由Dについては、JBICによる環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

4.2.4.5 申立事由E

申立人は、本件プロジェクトについて法令違反が行われたことで、環境天然資源省によって付与された本件プロジェクトの環境適合証明書の許可要件に違反し、これについて、JBICが適切なモニタリングを怠り、適切な措置を講じていないと主張する。

申立人によれば、環境天然資源省は、同省に対し行われた本件プロジェクトの環境適合証明書の許可要件違反についての申立てについて、まだ結論を出していない。

申立事由 E は、本件プロジェクトについての法令違反があるか、そして、それらについて JBIC がモニタリングを怠ったか否かが中心的内容である。4.2.4.2～4.2.4.4 で述べたように、本件プロジェクトについての法令違反に関する申立事由 B～D については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められない。

従って、申立事由 E についても、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があったとは認められないとの結論に至る。

4.2.4.6 申立事由 F

(1) 申立人は、本件プロジェクトの建設開始以降、本件プロジェクトの周辺海域の水質が悪化しているにもかかわらず、本件プロジェクトが水質に及ぼす影響を評価・軽減するための適切な措置を講じていないと主張する。

(2) 当審査役は、本件プロジェクト周辺海域の水質について、JBIC が次の対応をしたことを確認した。すなわち、JBIC は、本件プロジェクトによる周辺海域の水質悪化やその懸念についての指摘を受けた後、この指摘を AGP に伝達した。そして、JBIC は、AGP から、本件プロジェクトの建設段階における水質悪化防止のための具体的措置及び水質の監視体制の内容について報告を受けるとともに、本件プロジェクト周辺海域における水質調査の結果について、本件プロジェクトの建設工事期間中は報告を受け、結果がほぼ環境基準を超えておらず、超えていたものについても本件プロジェクトの建設工事からは排出されていないものであるとの説明を受け、それらについて問題がないことを確認した。また、本件プロジェクトの操業開始後の 2023 年 12 月にも、本件プロジェクト周辺海域における水質調査の結果について報告を受け、それらの結果に問題がないことを確認した。

(3) 以上を踏まえると、本件プロジェクト周辺海域の水質悪化の指摘に関しては、それが本件プロジェクトに起因すると認めるに足りる十分な根拠を欠き、また、水質が悪化しているとまでは認められない。そして、AGP が EPC 事業者として本件プロジェクトの建設工事を行っていた期間においては、JBIC は、指摘について AGP に伝達し、指摘に関する情報収集を行い、適切な対策が講じられ、水質が悪化していないことを確認していたと認められる。本件プロジェクトの操業開始後においては、本件プロジェクトへの AGP の関与を踏まえると、水質悪化の指摘について、AGP が独自に取り得る現実的な対応がないものと認められる。

従って、申立事由 F については、JBIC による環境ガイドラインの不遵守があっ

たとは認められない。

4.2.5 環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害・将来発生する相当程度の蓋然性がある被害との因果関係

上記のとおり、申立人が主張する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められず、かつ、JBICによる環境ガイドラインの不遵守は認められないことから、環境ガイドライン遵守・不遵守に係る事実と具体的被害の因果関係も認められない。

4.2.6 最終結果

以上のとおり、調査の結果、申立人に対する具体的被害及び将来発生する相当程度の蓋然性がある被害は認められなかった。また、JBICによる環境ガイドラインの不遵守は認められなかった。

5. 対話促進

5.1 対話の促進に関する当事者の合意状況及び当事者間で行われた対話の記録

申立人はその代理人と事業者との対話を希望しているものの、本件プロジェクトの事業実施主体である Linseed は、本異議申立手続における調査について何らの回答を行わないばかりでなく、当事者間の対話についての意向も示さなかった。そのため、申立人と Linseed との対話の実施には至らなかった。

AGP については、EPC 事業者であるものの、本件プロジェクトのその他の事項への関与の程度は小さく、Linseed の意思決定に影響を及ぼすことを期待できない立場にある。そうすると、本件プロジェクトが既に操業を開始している現段階においては、本件プロジェクトについて AGP と対話を行うことによる実効性は低い。そのため、申立人と AGP との対話の促進は行わなかった。

5.2 当事者間の対話の結果

対話は行われておらず、合意は成立していない。

5.3 更なる斡旋の必要性

本件プロジェクトの事業実施主体である Linseed は、当事者間の対話についての意向を示さないだけでなく、本異議申立手続における調査についても何らの回答を行っておらず、今後も当事者間の対話に応じる見込みがない。また、AGP については、本件プロジェクトが既に操業を開始しており、本件プロジェクトについて AGP と対話を行うことによる実効性は低い。そのため、本件プロジェクトに関する対話について、更なる斡旋の必要性はない。

6. 環境ガイドライン担当審査役の判断の根拠となった主な資料等のリスト

6.1 申立人（代理人含む）から JBIC や当審査役に送付した書簡、提供資料等

受領日、レター日付	発出者	レター標題、内容等
2021 年 10 月 5 日	CEED	Protect Verde Island Passage, Withdraw from Atlantic Gulf & Pacific Company' s Ilijan LNG Import Facility
2021 年 11 月 23 日	CEED	Follow up - Protect Verde Island Passage, Withdraw from Atlantic Gulf & Pacific Company' s Ilijan LNG Import Facility
2022 年 3 月 9 日	CEED	Request for Meeting Appointment Regarding Our Last Request - Protect Verde Island Passage, Withdraw from Atlantic Gulf & Pacific Company' s Ilijan LNG Import Facility
2022 年 9 月 22 日	CEED	e-mail with title "Protect Verde Island Passage, Withdraw Atlantic Gulf & Pacific Company' s Ilijan LNG Import Facility"
2022 年 10 月 18 日	CEED	e-mail with title "Protect Verde Island Passage, Withdraw Atlantic Gulf & Pacific Company' s Ilijan LNG Import Facility"
2022 年 11 月 15 日	CEED	DAR cease and desist order over AG&P Linseed Field Corporation LNG import terminal in Batangas City
2024 年 2 月 29 日	CEED	P.2-55-P.2-59 Analysis of Key Environmental Impacts of Ilijan LNG Terminal Facility Project
2024 年 2 月 29 日	CEED	P.2-116-P.2-121 Analysis of Key Environmental Impacts of Ilijan LNG Terminal Facility Project
2024 年 2 月 29 日	CEED	P.2-168-P.2-170 Analysis of Key Environmental Impacts of Ilijan LNG Terminal Facility Project
2024 年 2 月 29 日	CEED	P.2-222-P.2-223 Analysis of Key Environmental Impacts of Ilijan LNG Terminal Facility Project

2024 年 2 月 29 日	CEED	Photo of Project Site before Construction
2024 年 2 月 29 日	CEED	Photo of Sedimentation of Project Site
2024 年 3 月 20 日	CEED	Response to JBIC' s inquiries dated February 20, 2024 including Annexes
2024 年 6 月 7 日	CEED	FISHERFOLK' S RECEIPTS AND OTHER RELEVANT DOCUMENTS

6.2 その他資料

- ・ AG&P Responses to JBIC Examiner Q&A dated February 20, 2024
- ・ AG&P Responses to JBIC Examiner Q&A Part2 dated March 6, 2024
- ・ AG&P Response to Additional Question from JBIC Examiners dated March 22, 2024
- ・ Memorandum of Region IV-A Community Environment and Natural Resources Office of Department of Environmental and Natural Resources (Subject: Inspection Report Re: Registration of Private Plantation of Ilijan Primeline Industrial Estate Corp. Located in Brgy. Ilijan, Batangas City, Batangas) dated January ,2020
- ・ Letter issued by Region IV-A Community Environment and Natural Resources Office of Department of Environmental and Natural Resources dated January 15, 2021
- ・ KAPASYAHAN BLG.2 SERYE 2023, RESOLUSYON NA SUMASANG-AYON SA PAGTATAYO NG LIQUIFIED NATURAL GAS(LNG) LINSEED FIELD CORPORATION SA BARANGAY ILIJAN, LUNGSOD NG BATANGAS, CITY FISHERIES AND AQUATIC RESOURCES MANAGEMENT COUNCIL (CFARMC) NA GINANAP NAGAYONG IKA-3ONG MARSO 2023
- ・ GENERAL INFROMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD POWER CORPORATION FOR THE YEAR 2019 STOCK COPRORATION
- ・ GENERAL INFROMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD POWER CORPORATION FOR THE YEAR 2020 STOCK COPRORATION
- ・ AMENDED GENERAL INFROMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2020 STOCK COPRORATION
- ・ GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2021 STOCK COPRORATION
- ・ AMENDED GENERAL INFROMATINO SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2021 STOCK COPRORATION
- ・ GENERAL INFROMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2022 STOCK COPRORATION

- AMENDED GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2022 STOCK CORPORATION
- GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2023 STOCK CORPORATION
- AMENDED GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of LINSEED FIELD CORPORATION FOR THE YEAR 2023 STOCK CORPORATION
- GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of ILIJAN PRIMELINE INDUSTRIAL ESTATE CORP. FOR THE YEAR 2022 STOCK CORPORATION
- GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of ILIJAN PRIMELINE INDUSTRIAL ESTATE CORP. FOR THE YEAR 2023 STOCK CORPORATION
- AMENDED GENERAL INFORMATION SHEET(GIS) of ILIJAN PRIMELINE INDUSTRIAL ESTATE CORP. FOR THE YEAR 2023 STOCK CORPORATION
- Environmental, Social & Governance (ESG) Overview dated November 4, 2021
- Philippines LNG Terminal Project Overview December 2021
- December Progress Meeting Report dated 14 December 2021
- Monthly Progress Meeting Report dated January 12 2022
- Monthly Progress Meeting Report dated March 2022
- Monthly Progress Meeting Report dated April 2022
- Monthly Progress Meeting Report dated May 2022
- Progress Meeting Report dated July 6, 2022
- Progress Meeting Report dated August, 2022
- Progress Meeting Report dated January 18, 2023
- Progress Meeting Report dated March 15, 2023
- Progress Meeting Report dated April 19, 2023
- Progress Meeting Report dated May 17, 2023
- CERTIFICATE OF ANALYSIS dated November 22, 2023
- CASE BRIEFER dated February 26, 2024 on Compliant for illegal conversion of lands with request for the issuance of a cease and desist order over landholdings located at Brgys, Ilijan and Delapaz, Batantags City prepared by Department of Agrarian Reform
- Order dated August 8, 2022 issued by Department of Agrarian Reform
- Resolution dated December 22, 2022 issued by Department of Agrarian Reform
- Order dated February 23, 2023 issued by Department of Agrarian Reform
- Certificate of Finality dated June 13, 2023 issued by Department of Agrarian Reform

- Order dated July 31, 2024 issued by Department of Agrarian Reform
- NSAP Landed Catch Data of Bauan Batangas (CY 2020–2023) from National Fisheries Research and Development Institute
- Fisheries: Volume of Production (M.T.) by Region, Province, Subsector and Quarter, 2002–2023 from Philippines Statistics Authority
- Fisheries Situation Report for Major Species, January to December 2023 issued by Philippines Statistics Authority
- Response letter dated April 11, 2024 from City Veterinary Office Of Batangas City
- Response letter dated April 12, 2024 from Region IV–A Community Environment and Natural Resources Office of Department of Environmental and Natural Resources
- Certification dated April 15, 2024 issued by PCA Batangas & Cavite Provinces of Philippine Coconut Authority
- Interviews with Municipal Agriculture Office, Mabini, Batangas on April 11, 2024
- EIS SUMMARY FOR THE PUBLIC, ILIJAN LNG IMPORT FACILITY PROJECT
- ENVIROMENTAL IMPACT STATEMENT ILIJAN LNG FACILITY PROJECE January 2021

別紙 1：予備調査の結果

検 討 結 果

1. 申立書の形式要件

全ての項目につき日本語、英語または申立人所在国公用語で記載あり。	✓
記載が十分でない項目あり。	
(記載が十分でない項目名：)	

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクト所在国の 2 人以上の住民によりなされている。	✓
異議申立が上記要件を満たさない。	
本人により異議申立が行われていることが確認できない。	

申立人のうち団体については住民ではないことから申立人から除外する。
当該団体のメンバーである住民が申立人となることについては、別途要請があればこれを排除しない。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件であることが確認されている。	✓
申立書から対象プロジェクトを特定した結果、当行の投融資案件でないことが確認されている。	
申立書から対象プロジェクトを特定できない。	

対象プロジェクトは、当行出資先の子会社が出資した会社により実施されているものである。当行が当行出資先へ払い込んだ出資金が実際に申立のあった対象プロジェクトに使用されていないことまではエビデンスにより確認されていないことから、現時点では当行の投融資案件として判断（手続を開始するが、改めて確認することとする）。

(3) 期間

融資契約調印後、貸出が終了するまでの期間に異議申立がなされている。	
異議申立受付期間以前に異議申立がなされており、投融資	

担当部署に移送することが適当。	
貸出終了後に異議申立がなされており、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守が指摘されている。	✓
貸出終了後に異議申立がなされているが、当行のモニタリングに関するガイドライン不遵守の指摘がない。	

対象プロジェクトは、当行出資先の子会社が出資した会社により実施されているものであって、当行によって直接に融資がなされているものではない。そのため、本件では「貸出終了」の概念が当てはまらないところ、融資の場合、貸出終了は完工や操業開始と近接した時点であることを踏まえ、本件においても貸出終了を完工・操業開始と読み替えることとする。対象プロジェクトは、異議申立時点において既に操業を開始していることから、本件異議申立は貸出終了後になされたものと判断。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人に対する直接的で被害または将来被害が発生する相当程度の蓋然性について記載あり。	✓
申立人に対する直接的で被害または将来被害が発生する相当程度の蓋然性についての記載がない。	

(5) 当該案件と被害との因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	✓
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

(6) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクト実施主体に対話に向けた努力を行っている。	
申立人にはプロジェクト実施主体との対話に向けた努力を行うことができないやむを得ない事情がある。	✓
申立人はプロジェクト実施主体に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は対話の呼びかけを行うべきである。	

(7) 当行との協議の事実

申立人は当行投融資担当部署と協議を行っている。	✓
-------------------------	---

申立人は当行投融資担当部署に十分な対話の呼びかけを行っていないため、まず、申立人は協議の申入れを行うべきである。	
--	--

申立人の代理人である Center for Energy, Ecology, and Development は異議申立書提出前に当行投融資部署と協議を行っているが、その時点で申立人の代理人であったかどうかは不明。但し、異議申立書提出後の 2023 年 12 月 14 日に当行投融資担当部署と協議を行っており、実質的に本要件を満たすと判断。

(8) 濫用の防止

濫用目的で異議が申し立てられているという懸念はない。	✓
濫用目的で異議申立が行われている懸念があり、手続開始は適当でない。	
申立書に重大な虚偽記載が認められる。	

(濫用目的と思われる根拠・虚偽記載事項を記述：)

3. 追加情報 (任意記載事項)

(1) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載がなされている。	✓
不遵守の条項および事実についての記載に相当程度の合理性が認められない。	

申立人が主張する項目のうち、対象プロジェクトのカテゴリ分類の誤りに関するもの (申立書 J. a.) は、モニタリング規定の内容には該当しないため、本手続の対象外。

(2) ガイドライン不遵守と具体的被害との因果関係

因果関係に関する記述は相当程度合理的である。	✓
因果関係に関する記述につき相当程度の合理性が認められない。	

以 上

別紙 2：JBIC による出資先、NGO 等との面談及び現地実査の状況

1. JBIC による出資先等との面談

日付	概要
2021 年 11 月 4 日	出資先との面談
2021 年 11 月 26 日	他株主との面談
2021 年 12 月 14 日	出資先他との面談
2022 年 1 月 12 日	出資先他との面談
2022 年 3 月 16 日	出資先他との面談
2022 年 4 月 13 日	出資先他との面談
2022 年 4 月 27 日	出資先他との面談
2022 年 5 月 11 日	出資先他との面談
2022 年 5 月 19 日	現地実査（出資先との面談、プロジェクトサイト（建設中）の踏査等）
2022 年 7 月 6 日	出資先他との面談
2022 年 8 月 31 日	出資先他との面談
2022 年 9 月 30 日	出資先他との面談
2022 年 10 月 19 日	出資先他との面談
2022 年 11 月 16 日	出資先他との面談
2022 年 12 月 13 日	他株主との面談
2022 年 12 月 14 日	出資先との面談
2022 年 12 月 20 日	出資先他との面談
2023 年 1 月 18 日	出資先他との面談
2023 年 3 月 15 日	出資先他との面談
2023 年 4 月 19 日	出資先他との面談
2023 年 5 月 17 日	出資先他との面談
2023 年 6 月 7 日	他株主との面談

2. JBIC による NGO（代理人含む）との面談

日付	概要
2022 年 4 月 12 日	CEED 他 NGO との面談
2023 年 2 月 3 日	CEED 他 NGO との面談
2023 年 12 月 14 日	CEED 他 NGO との面談

以 上